

平成29年第1回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成29年1月23日(月)午後2時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二	
	委 員 森 下 淑 子	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育支援担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	3号	東京都北区指定有形民俗文化財「十条富士塚」の現状変更を東京都北区文化財保護審議会に諮問する件	承認
2	4号	山川城官墓碑を東京都北区文化財保護審議会に諮問する件	承認
3	5号	滝野川村戸部家文書を東京都北区文化財保護審議会に諮問する件	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
4	4号	第三次北区特別支援教育推進計画策定委員会の設置について	了承
5	5号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成29年第1回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成29年1月23日(月) 14:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成29年第1回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第3号議案「東京都北区指定有形民俗文化財「十条富士塚」の現状変更を東京都北区文化財保護審議会に諮問する件」、日程第2、第4号議案「山川城官墓碑を東京都北区文化財保護審議会に諮問する件」及び日程第3、第5号議案「滝野川村戸部家文書を東京都北区文化財保護審議会に諮問する件」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

飛鳥山博物館長

教育長

清正教育長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

それでは、議案の説明をいたします。まず第3号議案です。表紙をおめくりください。説明欄をごらんください。十条富士塚は、頂上部の変状、地盤の緩み等が確認されました。多くの参拝者の登拝もあることから、安全性を確保するため大規模な改修の必要が生じたものでございます。

補足説明をさせていただきますと、先に経緯をご報告いたします。平成25年の11月に十条富士塚の所有者から富士塚の危険性を憂慮し、地域の防災的見地から、塚を再建するために東京都北区指定文化財の指定の解除を求める旨の請願書が教育委員会に提出されました。これを受けまして、教育委員会では東京都北区文化財保護審議会の審議を経て、平成27年11月に現状変更で安全対策を講ずることが望ましいという旨の回答を所有者にしたところでございます。審議に際しましては、教育委員会において第三者機関の危険度調査も実施した上で、危険回避の必要性等も指摘し、文化財としての価値を著しく損なうことがないよう、調査・工事方法等を採用するよう回答してきたという経緯がございます。

それに対しまして今回所有者のほうから現状変更の協議が出てきたということでございます。議案の名称は十条富士塚、種別は東京都北区指定有形民俗文化財、数でございますが、十条富士塚1基、附、石造物34基となっております。所有者はお示しの二方でございます。諮問理由、ただいまの協議書が文化財保護条例第17条に基づきまして出てまいりましたので、この審議につきまして文化財保護審議会に諮問するというものでございます。

続きまして、第4号議案です。1枚おめくりいただきまして、議案書です。裏側の説明欄を先にごらんください。説明欄、山川城官は、慶長16年に徳川家光の近習となり、病気で失明した後も検校にまで昇り、家光の側近として仕えている。寛永10年に家光の病気治療をおこなったことを契機として、病氣平癒祈願をした平塚明神と城官寺の再興を図り、この事績は、北区指定有形文化財「紙本著色平塚明神并別当城官寺縁起絵巻」にも記されております。また、一族も幕府の役職に就き、徳川家との関わりも深

い。このような一族の初代から五代までの墓碑が現存しており、北区西ヶ原地域の地域史を理解する上でも、山川城官およびその家歴を理解する上でも貴重な歴史資料と言えます。

前のページにお戻りください。名称を山川城官墓碑、附、山川家墓碑といたします。種別、東京都北区指定有形文化財の歴史資料の分野です。数でございますが、山川城官墓碑1基、附、山川家墓碑7基でございます。所有者はお示しの法人でございます。指定理由でございますが、ご説明したとおり学術的に貴重であるということ、また山川家墓碑は二代目以降も徳川幕府の役職に就くなど、山川家の履歴を表す歴史資料であることから附として付け加えるものでございます。

続きまして、第5号議案。1枚おめくりください。裏面2ページ目の説明欄をお願いします。滝野川村戸部家文書は、滝野川地域で江戸時代には組頭・村年寄を、明治時代には戸長・村長を務めた戸部家に伝わる文書群である。旗本野間氏の知行地の村政・年貢・助郷に関する文書や、飛鳥山下での茶屋経営、滝野川大砲製造所建設、明治時代以降の村政・議会などに関する文書などがまとまって残っております。北区の歴史のみならず、日本の近世史研究においても貴重な文書群でございます。

また、多数保存されている祝儀・不祝儀帳からは明治期における人生儀礼のあり方をうかがうことができ、俳諧師であった当主によって集積された俳諧関係資料からは、明治期の俳諧宗匠の活動をうかがうことができるものでございます。

1ページにお戻りください。名称を滝野川村戸部家文書といたします。東京都北区指定有形文化財の古文書の分野でございます。点数は654点、所有者はお示しのとおりです。ご説明したとおりの内容でございますが、このような文書分は滝野川地域の歴史を研究する上で貴重なものであるばかりでなく、幕府による大砲製造所建設の動向と地域との関わりを示すという点で日本近世史研究の上においても大変貴重な資料であるということでございます。

以上3件、東京都北区文化財保護審議会に諮問することでございます。以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございます。3件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

賛成意見でございますが、第3号から第5号議案まで、いずれも非常に北区にとりましても、また日本にとりましても貴重な文化財だと思いますので、保護審議会に諮問されることについて賛成でございます。

清正教育長

ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ただいまの各委員の意見をうかがいますと、3件の議案に対しまして特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第3号議案から第5号議案については原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に報告事項に移ります。日程第4、報告第4号「第三次北区特別支援教育推進計画策定委員会の設置について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育支援担当
課統括指導主
事

教育長

清正教育長

教育支援担当課統括指導主事

教育支援担当
課統括指導主
事

本日でございますが、鈴木教育支援担当課長がインフルエンザで勤務できない状況でございますので、かわりに私より説明をさせていただきます。それでは、第三次北区特別支援教育推進計画策定委員会の設置についてご報告させていただきます。1枚おめくりいただき、教育委員会臨時会資料をごらんください。

1番目、要旨でございます。平成25年3月に策定された「第二次北区特別支援教育推進計画」の改定に向け、平成28年9月に「第三次北区特別支援教育推進計画検討委員会」を設置し、本年1月計画の骨子案をまとめました。それを土台に3月に第三次北区特別支援教育推進計画策定委員会を設置し、8月に中間の取りまとめを行う予定です。10月にパブリックコメントの実施、その後教育委員会・議会の意見聴取を行い、来年平成30年3月に計画を策定いたします。

2番目に「第三次北区特別支援教育推進計画」骨子(案)ですが、これは別添の資料をごらんください。表紙をおめくりいただき、左側のページ計画の概要でございます。

1番目、計画の目的でございますが、北区の特別支援教育の推進体制の更なる整備と共に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うなど、特別支援教育の一層の充実を図っていくことでございます。

2番目に計画の位置付けですが、本計画は学校教育法の一部を改正する法律を根拠とする「特別支援教育の推進について」という平成19年の文部科学省の通知に基づいて、北区における特別支援教育の展望を明らかにするものです。以下お示しのとおりでございます。

3番目、計画の期間でございますが、平成30年度から平成34年度までの5年間でございます。関連計画の改定が行われる場合や、特別支援教育をめぐる状況が変化した

場合は、必要に応じて改定を行います。

4 番目、計画の基本的な考え方ですが、(1)として今までの計画を踏襲しつつ、共生社会の実現や北区の教育目標を踏まえたものとしたします。北区の特別支援教育の基本理念でございますが、共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれが自分らしく輝くことのできる人間を育成するとしています。

次のページに移りまして、(2)基本的な方向性ですが、「第二次北区特別支援教育推進計画」を下敷きに、インクルーシブ教育システム構築のために必要な特別支援教育の推進の考え方を参考に、個に応じた教育の推進、障害のある子もない子も生き生きと学ぶ環境の整備、就学前早期からの一貫した支援体制の強化、以上三つの柱にまとめました。

5 番目、計画の内容です。(1)から(3)までありますが、(1)の計画の課題につきましても、次の計画の体系のところの説明をします。(2)特別支援教育推進計画の進捗状況の評価・見直し、(3)特別支援教育の推進を図るための目標値の設定でございます。1枚おめくりいただき、次のページをごらんください。

計画の体系はこの2ページになるものでございます。表の1行目をごらんください。先ほど申しました三つの計画の柱をそれぞれ目標として挙げ、目標ごとに課題、施策の方向を設定し、計画の体系としています。新たな課題や、第二次計画の中で積み残した課題への対応について、お話をさせていただきます。

目標Ⅰをごらんください。課題2では、多様な学びの場の整備として、施策の方向性(1)特別支援教室を活用した指導・支援の充実を挙げました。これは今年度より全校で開始した小学校の特別支援教室での巡回指導の充実に加えて、東京都の発達障害教育推進計画の中で、中学校における特別支援教室での巡回指導を平成33年度までに全校導入完了を目指していますので、北区もそれを踏まえ取り組みを進めます。下の段の(2)新たな特別支援学級の設置ですが、第二次の計画の中で自閉症・情緒障害学級の固定学級の設置の検討を上げていましたが、第三次の計画の中で設置を進めます。

課題5に移ります。学校や教職員における支援として、施策の方向性(2)障害者差別解消法による合理的配慮を提供するために、教職員の理解啓発、授業の工夫、事例の研究などに取り組みます。

目標Ⅱをごらんください。課題の3、特別な配慮を必要とする子どもへの支援です。施策の方向性(1)サポートファイルの活用の推進ですが、在学時・高校進学・社会生活など将来を見通した活用を進めます。課題4、つながりを大切にした支援。施策の方向性の(2)交流教育の推進ですが、新たにできる認定こども園等特別支援学校との交流教育事業を検討していきます。

課題5、子どもの居場所との連携です。施策の方向性の(2)放課後デイサービスとの連携ですが、放課後デイサービス事業を利用しているお子さんがふえており、対応や支援方法などアドバイスを求められています。サポートファイルの活用や学校生活支援シート、ケース会議など活用・連携して子どもの支援に生かしていきます。次のページに移ります。

目標Ⅲですが、課題1、適切な就学の推進です。施策の方向性の(2)早期からの相

談・支援と関係機関の連携強化ですが、組織改正により同じ教育委員会となった子ども発達支援センターさくらんぼ園と連絡調整会議や就学相談などを通じて、今まで以上に連携を深めていきます。

課題3、自立・社会参加を見据えた支援・連携です。学齢期以降の関係機関との連携強化です。障害のあるお子さんもみずから望む将来を実現するためのキャリア教育を充実することが重要です。そのため、将来を見据えた進路指導の充実を始め、医療・保険・福祉・労働分野などと連携を深めていきます。

それでは、最初の臨時会資料にお戻りください。表の真ん中の3番目、委員の構成でございますが、これは裏面に案として載せておりますので、ごらんください。

今後のスケジュールです。要旨でも簡単にご説明させていただいたので、省略させていただきます。後ほどご高覧ください。

裏面のほうに行きまして、その他（国や都の動きについて）ですが、平成24年7月に中央教育審議会において、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について報告がなされ、さらに平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、合理的配慮の提供や基礎的環境整備を充実させていくことが求められています。

東京都は「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」が今年度で計画満了により「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の策定を進めています。昨年パブリックコメントが終わり、本年2月に計画の策定・公表の予定です。

以上で報告を終わらせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

内容につきまして、特に意見はありません。進めていただくのは、大変結構だと思います。

一つ臨時会資料裏面の策定委員会の委員構成というところで、私個人の意見を述べたいと思います。教育委員会において、このような委員会等を組織するときに、大体がPTAの方、そしてもちろん公立学校、区立学校の校長先生方のお名前が出てくるわけですが、今回私が大変よいなと思っておりますのは、小学校PTA代表とか北区立小学校長会代表というふうに記されている点です。

毎年春から見ますと、例えばPTAの連合会長や小学校長会長、中学校長会長さんたちがいろいろなところの組織にお名前が出てきて、出席をされているんですね。ですから、年間を通して相当な数は学校にいないで、立場上外に出ておられることが多いと思うのですけれども、できるだけ学校にいて、自分の学校の子どもたちや教職員の教育活動等を見ていただくのが本来のあるべき姿だと思います。このように代表とあれば、割

り振りをして、例えば副会長だとかあるいはまた違った立場の方を選ぶことができますので、下にあります区職員のほうだともう教育振興部長となっておりますから、これはもう固定とわかりますけれども、このような形ではなくて、ぜひ今後ともこのPTAとか学校関係の場合は、このような選び方をされることが望ましいなというふうな感想をもった次第です。

以上です。

清正教育長

貴重なご意見ありがとうございます。
ほかにありますでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

私も今の委員構成のところなのですが、質問なのですけれども、この組織の中に委員として名前が入るかどうかというところなのですが、障害のある幼児・児童・生徒それぞれの代表の方というのは、組織の中に入らないのでしょうか。

教育支援担当
課統括指導主
事

教育長

清正教育長

教育支援担当課統括指導主事

教育支援担当
課統括指導主
事

この委員の中には施策によるものですので、児童生徒代表ということによろしいですか。

申しわけございません、先ほど森下委員からもご意見をいただきましたとおり、小学校PTA代表というところがございますけれども、それぞれ会長様とかではなく、また特別支援学級の保護者の方も想定して、代表として参加いただきたいというふうに考えてございます。

清正教育長

よろしいでしょうか。
ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第5、報告第5号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第5号、「後援・共催事業に関する報告」について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。今回は記書き以下名義使用承認報告が3件と事業実績報告が1件でございます。

まず、名義使用承認報告でございます。1番でございます。事業名が「春を呼ぶクラシックの夕べ 第14弾 i n 北とびあ」でございます。主催者がNPO東京ASUKA音楽事務所でございます。こちらにお示しのとおりの内容で、北とびあつつじホールを会場に行われます。

次に2番でございます。事業名が「東京春のコーラスコンテスト2017」でございます。主催者が東京都合唱連盟でございます。お示しのとおりの内容で、北とびあさくらホール他を会場に行われます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんいただきたいと存じます。事業名が「北都民謡・舞踊連盟 舞踊大会」でございます。主催者が北都民謡・舞踊連盟でございます。お示しのとおりの内容で、北とびあさくらホールを会場に行われます。

次に事業実績報告でございます。お示しの1件となりますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。私からは以上でございます。

清正教育長

ご報告ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、ご意見はございますでしょうか。

(質問・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。それでは、ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。以上で本日の日程全てを終了いたしました。これもちまして、平成29年第1回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。